

出力制御ルール等の変更に伴う新・旧ルール適用について

発電種別	区分	平成26年9月30日以前の 接続申込み	平成26年10月1日以降省令施行日 (平成27年1月26日)前までの接続 申込み	省令施行日(平成27年1月26日)以降 平成27年3月31日までの接続申込み	平成27年4月1日以降の 接続申込み
太陽光	発電出力 500kW以上	旧ルール適用 ・出力制御の対象となります (指定電気事業者制度に基づき、接続可能量(70万kW)を超過する案件は、 年間30日を超えて制御いただいた場合も無補償となります)		新ルール適用 ・出力制御の対象となります (指定電気事業者制度に基づき、年間360時間を超えて制御いただいた場合も無補償となります) ・なお、出力制御については、発電出力10kW以上の設備から制御を行うことで、発電出力10kW未満の設備を優先的に取り扱います ・発電出力2,000kW以上の接続申込み案件については、引き続き、出力変動に対する周波数調整面の制約から、蓄電池設置等による出力変動の緩和対策を講じていただく必要があります	
	発電出力 10kW以上500kW未満	旧ルール適用 ・出力制御の対象外となります			
	発電出力 10kW未満	旧ルール適用 ・出力制御の対象外となります			
風力	発電出力 500kW以上	旧ルール適用 ・出力制御の対象となります (年間30日を超えて制御いただいた場合、当社が補償いたします)		新ルール適用 ・出力制御の対象となります (年間720時間を超えて制御いただいた場合、当社が補償いたします) 周波数調整面の制約による接続可能量 (56万kW)までの接続となります	
	発電出力 20kW以上500kW未満	旧ルール適用 ・出力制御の対象外となります			
	発電出力 20kW未満	旧ルール適用 ・当分の間、出力制御の対象外となります			
バイオマス	(1)地域資源 バイオマス発電	旧ルール適用 ・出力制御の対象となります (出力を制御いただいた場合、当社は補償いたしません)	旧ルール適用 ・ただし、新ルール施行前に接続申込みを行なった案件については、 地域資源バイオマス発電設備の要件を満たせば、新ルールの適用 を受けることができます。	新ルール適用 ・出力制御の対象となります ((2) (3) を先に制御いただきます。出力を制御いただいた場合、当社は補償いたしません。なお、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により制御が困難な場合、出力制御の対象外となります。)	
	(2)バイオマス専焼 発電((1)を除く)			新ルール適用 ・出力制御の対象となります ((3) を先に制御いただきます。出力を制御いただいた場合、当社は補償いたしません。)	
	(3)化石燃料混焼発電 ((1)を除く)			新ルール適用 ・出力制御の対象となります (出力を制御いただいた場合、当社は補償いたしません。)	

メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、木質バイオマス発電・農作物残さ発電等に該当し、地域に賦存する資源を有効活用する発電として国が認定したバイオマス発電

注)地熱・中小水力については変更なし